

報告事項 1

経済振興委員会報告資料

立地交付金制度の改正について

令和 8 年 2 月
経済観光文化局

立地交付金制度の改正について

令和7年12月報告「半導体関連産業振興の取組みの方向性について」を踏まえ、立地交付金制度について以下のとおり改正するもの。

令和7年12月報告【抜粋】

3 今後の取組みの方向性

- 先端半導体の開発・設計を行うファブレスを軸とした半導体関連企業の集積を進める。
- 自社の製品やサービスに最適化された独自の半導体を採用する企業の増加に伴い、半導体設計の重要性が増しており、今後の設計分野の成長が期待されている。
 - ファブレス企業の集積は、地場の半導体関連企業に対しても、新たなビジネス機会や技術連携の場を提供し、競争力強化に寄与できる。
 - ファブレスは、工場を持たず、広大な用地や大量の水を必要としないため、福岡市に適した業態である。

<取組内容>

半導体関連企業やエンジニアが集まることで、企業間の連携や人材の交流が生まれ、新しい半導体やそれを活用した新しいサービス・製品が創出される環境の構築を目指し、以下の取組みの検討を行う。

○半導体関連企業の集積に向けた取組み

- ・福岡市へ進出する企業等の円滑な立地に向けた官民のネットワークの構築を検討する。
- ・立地交付金制度改正について検討する。

○企業・人材の交流の促進

- ・半導体を活用した新しいサービスや製品のアイデア創出、企業間の連携を促進するため、分野や職種を越えて交流できる仕組みやイベント開催などを検討する。

1 半導体関連企業の現状等について

現状

- 世界の半導体の市場規模は、令和2年の約50兆円から令和12年には約100兆円規模に拡大すると予測されており、九州においても産学官による「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されるなど、**半導体産業基盤の強化に向けた取組**が進められている。
- 市内への半導体関連企業の立地は、直近10年でみると、**平成28年度から令和2年度までの5年間では1社**にとどまっていたが、TSMCの熊本進出が報道された令和3年頃から立地相談の件数が増加し、**令和3年度から7年度（12月末）までの約5年間では6社**が立地。
- この間、市内においては天神ビッグバンや博多コネクティッドにより、ハイスペックなオフィスビルが整備されるなど、**立地の受け皿としての環境が向上。**

課題

- 集積の軸となるファブレス企業は、初期は小規模でスタートすることが想定され、既存の立地交付金制度では**適用要件を満たすことが困難。**
- 半導体関連企業は、EDA（電子設計自動化支援）ツールやクリーンルームなど高額な設備が必要となることが多いが、これらの経費について交付金は**適用対象外。**

2 改正案について

半導体関連産業が活況を呈し、同時に受け皿環境が向上するこの状況は、企業の集積に絶好の機会。この機を逃さず、ファブレス企業を軸とした半導体関連企業の集積につなげるため、前述の課題を踏まえ立地交付金制度を改正し、積極的な誘致を図る。

具体的には、知識創造型産業のうち半導体に関する研究開発事業について、下記のとおり改正を行う。

(福岡市企業立地促進条例施行規則 別表第1【抜粋】)

対象分野等	事業又は機能
知識創造型産業	(1)システム LSI 設計等の半導体に関する研究開発並びに情報通信技術、自動車及びロボットに関する研究開発を行う事業 (2)デジタルコンテンツ及びデザインの制作を行う事業 (3)各種機械の設計を行う事業 (4)～(6) 略

この部分について制度改正を実施

<改正の内容>

- ①賃借型において、オフィス延床面積と常用雇用者数の要件を緩和し、小規模のファブレス企業等への適用を可能とする。
- ②雇用助成について、市民・正社員の雇用1人につき100万円に増額し、市民雇用の促進を図る。
- ③半導体の研究開発に用いるEDAツールやクリーンルームをはじめとした設備等の導入経費に対する交付金（経費の2分の1。上限1,000万円）を新設し、立地企業の初期投資軽減を図る。

【制度改正イメージ】

		現行	改正後
適用要件	延床面積	60 m ² 以上	① (なし) 1人以上
	常用雇用者	3人以上	
賃料への交付金	金額(年間賃借額に対し)	1/4	1/4
	期間	1年間	
	上限額	1,500万円	
雇用への交付金	金額 ※1人当たり	市民/正社員	50万円
		市民/その他	15万円
		市民以外/正社員	10万円
		市民以外/その他	5万円
	上限額	5,000万円	5,000万円
設備等への交付金	金額	(なし)	③ 経費の1/2 ※新設 1,000万円
	上限額		

<スケジュール>

令和8年4月1日施行予定

立地交付金制度について

- 立地交付金制度とは、本市へ産業を集積することをもって雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源の
かん養を図ることを目的に創設された制度である。
- 本市が集積対象とする知識創造型産業等の成長性が高い分野や本社機能等の企業誘致を推進するた
め、オフィス賃料や雇用等に対する助成を行うもの。
- 社会情勢や本市における経済活動の状況等を考慮しながら、制度の見直しを行い、効果的な運用を図って
いる。

【直近の改正】令和4年10月改正

知識創造型産業等の大規模な研究開発オフィスや本社機能向けの助成の拡充
<改正の内容>賃借助成上限額及び雇用助成額・上限額の引き上げ

<これまでの主な改正経緯>

主な改正ポイント			H14.4 制定	H16.4 改正	H20.4 改正	H24.4 改正	H28.4 改正	R4.10 改正
研究開発等 対象分野	知識創造型産業	○	○	○	○	○	○	○
	健康・医療・福祉関連産業	—	○	○	○	○	○	○
	自動車関連産業	—	—	○	—	—	—	—
	環境・エネルギー関連産業	—	—	—	○	○	○	○
	グローバルビジネス	○	○	○	○	○	○	○
	物流関連業	○	○	○	○	○	○	○
	都市型工業	○	○	○	○	○	○	○
	コールセンター	○	○	○	○	○	○	○
	本社機能等	—	—	—	○	○	○	○
	大規模集客施設	—	—	○※2	○	—	—	—
知識創造型産業 上限額		所有型	1億円	5億円	10億円	30億円	10.5億円	11億円
		賃借型	0.5億円	1億円	1億円	0.75億円	1億円	2億円

※1 重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市

※2 アイランドシティ・センター地区のみが対象エリア

◆ これまでの立地交付金の実績について

- 平成14年度から令和6年度までの合計で、359社に対し約297億円を交付し、13,631人(正規5,936人、非正規7,695人)の雇用を創出。
- 交付企業による税収については、試算を開始した平成24年度から令和6年度までの累計で約209億円を見込み、今後も毎年約34億円を見込んでいる。